

様

取調べ拒否ノート

弁護士

警察・検察の方へ

このノートは、弁護士が、接見の際に、見ながら被疑者の供述拒否権行使の状況等について確認するとともに、後日、返却を受け、弁護活動に役立てることを予定して被疑者に差し入れ、記録を要請するものですので、その記録内容については、憲法に由来する秘密交通権の保障を受けます。この内容を無断で確認されるなどした場合には、違法となり国賠の対象となります。

* 身体拘束と刑事手続の流れ

あなたが身体拘束を受けた後の手続の流れを説明します。

逮捕の後、72時間以内に、検察官が勾留請求（裁判官に、あなたの身体拘束を続けることを請求すること）をすることができます。

勾留請求がされると、裁判官が、あなたと面談をして（勾留質問）、あなたの身体拘束を続けるかどうかを決めます。

勾留請求がなされなかったり、勾留請求が認められなければ、釈放されます。

勾留は、原則10日間ですが、裁判官がやむを得ない事由があると判断したときは、さらに最大10日間、勾留が延長されることがあります。

警察官や検察官は、勾留の期間内に捜査をし、あなたの処分を決めます。

処分には、

- ・ 不起訴（起訴しない）一釈放
- ・ 処分保留（処分は後から決める）一釈放
- ・ 略式命令（罰金刑）一釈放
- ・ 公訴提起（裁判になる）一身体拘束は続く 後に保釈される場合もある

があります。

以上が手続きの大まかな流れです。

詳しくは弁護人に聞いてください。

* 取調べ拒否とは

警察官や検察官は、逮捕や勾留の期間中、あなたを取調べて、供述調書を作ろうとします。

しかし、あなたには、憲法 38 条 1 項で保障された、**供述拒否権（黙秘権）**があります。

供述を拒否する権利を行使し、警察官・検察官の取調べを受けないことを、「**取調べ拒否**」といいます。

弁護人は、あなたに、取調べ拒否を助言します。

「取調べ拒否権」を使いましょう。

房から出るのをやめましょう。

やり方は、のちに詳しく説明します。

「取調べ拒否権」をより詳しく説明すると・・・

憲法 38 条 1 項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と定めています。

これは、単に「沈黙する権利」ではありません。強制的に警察官・検察官による尋問にさらされるのであれば、たとえ沈黙が保障されたとしても、結局は「自己に不利益な供述を強要」されていることになります。憲法は、単に沈黙することを保障したのではなく、自らの刑事訴追について警察官・検察官による尋問を強制されないことを保障しているのです。

供述拒否権（黙秘権）の保障を実質化するために、この尋問を拒否する権利を行使して、警察官・検察官の取調べを受けないことを、「取調べ拒否」といいます。

* 取調べ拒否はどのようにすればよいのですか？

警察官が房に呼びに来た場合には、「**行きません**」と答えてください。

立ち上がりず、居室から出ないでください。

理由を聞かれた場合にも、答える必要はありません。何か言うとするば、「**取調べは拒否します**」とだけ答えてください。

「行かなければどうなるのか」と質問するなど、担当者と会話をすることはやめてください。

「あなたには取調べ受忍義務がある」「行かなければ不利益になる」などと言われることもありますが、このような不当な発言には耳を貸してはいけません（取調べ受忍義務や不利益な扱いについては、のちほど説明します）。

ただし、それでも警察官があなたを無理やり取調べに連れて行こうとすることもあり得ます。警察官が、あなたの体に触れ、あなたを連れて行こうとする場合には、抵抗してはいけません。警察官ともみあいになれば、公務執行妨害罪で逮捕されかねないからです。

そのため、その場合には、取調室に出ていってください。そして、**取調室で「供述拒否権（黙秘権）を行使します。取調べをやめてください。」**とだけ言ってください。それ以外には、一切の言葉を発してはいけません。警察官・検察官は、それでも何とかあなたの口を開かせようとしてきます。何かを発言すれば、それを利用して質問してきます。したがって、**あらゆる質問について無言**でいるのが大切です。雑談にも応じてはいけません。

あなたが取調べ拒否をする意思があるということは、弁護人から、警察の留置担当者や、担当警察官・検察官に書面で通知します。

また、もしも、不当に取調べが強行されようとしたり、取調べがなされたなら、弁護人が厳重に抗議します。

弁護人と一緒に、闘っていきましょう。

*** 「あなたには、取調べ受忍義務がある」と言われたのですが？**

あなたが「取調べを拒否する」と言うと、警察官等から「あなたには、取調べ受忍義務がある」と言われることがあります。

そして、以下の刑事訴訟法の条文を読まれることがあります。

198条1項「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするに

ついて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」

彼らは、この条文の但書に、「逮捕又は勾留されている場合を除いては」出頭拒否ができる、と書いてあることを反対解釈し、「逮捕又は勾留されている場合には、出頭拒否ができない」などと、言ってきます。

しかし、このような解釈は誤りです。そのことは、刑事訴訟法のこの条文が作られた歴史的経緯や、国会での議論の経過を見ても明らかなのです。

但書については、「逮捕・勾留された被疑者はその場を離れられない。だから、『逮捕又は勾留されている場合を除いては』という、当然のことを規定しただけ」なのです。

あなたには、「取調べ受忍義務」などありません。あなたには、憲法が保障した「供述拒否権（黙秘権）」があり、一切の供述を拒むために、「取調べ拒否権」を行使することができるのです。

***なぜ、取調べ拒否をする必要があるのですか？**

取調室で、警察官・検察官に「黙秘します」と告げても、彼らは「取調べ」をやめません。連日、長時間の取調べを繰り返します。彼らは、「黙っていたらいつまでも家に帰れない」「弁護士は責任を取ってくれないよ」「このまま話さないのなら、他の人の話に沿って手続を進めるね」「あなたの知らないうちに調書が作られるよ」などと言って、あなたに口を開かせようとします。その結果、あなたが供述拒否権（黙秘権）を行使することは、事実上不可能になってしまいます。

そこで、取調べを拒否する必要があるのです。

* 供述調書、録音録画のおそろしさ

あなたが取調べに出てしまうと、警察官・検察官は、何とかあなたに話をさせ、「供述調書」という書類を作ろうとします。

しかし、「供述調書」は、あなたが話したことをそのまま書いてくれるわけではありません。警察官・検察官が考えていることを交えながら、話がまとめられ、いかにもあなたが全てをすらすらと話したように書かれてしまいます。これはいわば、彼らの作文です。

「供述調書」は、裁判で、事件の重要な証拠にされてしまいます。裁判になったから、「供述調書に書いてあることは、私が言ったことと違う」といっても、裁判所はなかなかあなたの言うことを信じてくれないのが実情なのです。

ですから、そもそも、「供述調書」を作らないことが大切です。

取調べ拒否をすれば、不当な「供述調書」は作られません。

また、あなたが取調べに出ると、警察官・検察官は、あなたが取調べを受ける様子を、**録音録画**してくることがあります。そして、録音録画の記録を裁判の証拠として提出してきます。

しかし、あなたも、弁護人も、捜査の段階で、警察官・検察官が集めた証拠を見ることはできません。彼らが一方的に証拠を握り、彼らの都合のよい筋書きに当てはめて、あなたの供述を誘導しようとしてきます。後から証拠をみて、あなたの記憶違い等が分かったとして、あなたが言い分を変えると、「嘘をついた」として追及されてしまいます。そのような状態で話すことが、あなたにとって極めて不利益に働くことは、容易にお分かりでしょう。

このように、取調べに応じってしまうと、「供述調書」や、「録音録画記録」が作られ、あとの裁判で十分に闘えなくなることがあります。

それを避けるためにも、取調べは拒否しましょう。

なお、万が一、取調べに応じてしまい、「供述調書」が作られてしまった場合

には、署名指印だけは絶対にしないでください。署名指印をしてしまうと、その供述調書が裁判で証拠に使われてしまいます。

刑事訴訟法 198 条 5 項は、「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。」と定めています。あなたには、署名押印（指印）を拒む権利があります。

* 取調べ拒否によって、不利益はないのですか？

先に説明したとおり、取調べ拒否は、憲法 38 条 1 項が保障する供述拒否権（黙秘権）の行使の一環として行うものです。取調べ拒否をしたこと自体をもって、不利益な取扱いをすることは許されません。

したがって、「取調べ拒否によって不利益がある」などと、心配する必要はありません。

なお、検察官が「被疑者取調べ未了」を理由に、勾留の延長を請求してくることがあります。しかし、「被疑者が取調べを拒否し、出房した際も一貫して黙秘している状況を踏まえれば、これを延長理由として挙げることは適切ではない」と判断した裁判例もあります（高知地決 2024・10・7）。つまり、取調べの拒否は、勾留延長の理由にはならないのです。

* 検察官の取調べは義務だ、と言われたのですが・・・？

警察の留置担当者は、「検察官の取調べは義務だ」などと言ってくる場合があります。

そのようなことはありません。検察官の取調べが義務である、というような法律の規定はありません。

検察官の取調べがあると言われても、房から出ていかないでください。

*再逮捕・再勾留の場合はどうしたらよいのですか

あなたは、別の事件で、さらに逮捕・勾留されることもあり得ます。

その場合、警察官や検察官は、「弁解の機会」を与えるとって、あなたを呼び出そうとします（刑事訴訟法203条1項、204条1項）。

しかし、彼らは、あなたの言い分を、中立公正な立場で聞いてくれるものではありません。「弁解の機会」を与えるとって、詳細な取調べを行おうとします。これまで説明してきたように、取調べには多くの危険性があります。

弁解を言うか言わないかというのは、あくまでもあなたの「権利」です。それを放棄することは自由です。

したがって、「弁解の機会」についても、房から出ていくことを拒否しましょう。

また、裁判官の勾留質問についても、あくまでも、あなたの言い分を聴くという「権利」ですから、放棄することができます。あなたが、勾留質問で何らかの供述をすれば、それは裁判の証拠になり得ます。

したがって、「勾留質問」についても、房から出ていくことを拒否しましょう。

もしも、出て行くことになった場合には、「供述は拒否します」「黙秘します」と言ってください。

再逮捕・再勾留についても、弁護人が「弁解の機会」や「勾留質問」は拒否するという書面を警察官・検察官や裁判官に提出します。

*押収品を還付するから、部屋から出てくださいと言われたのですが？

警察官から、「押収品を還付するから居室から出てほしい」などと言われることがあります。

このように言われたら、「弁護人に還付してほしい」と伝え、居室から出ないようにしましょう。

押収品を還付するとの理由で、居室から出されたところ、警察官が執拗な取調

べを行ってきたという例が実際にありますので、注意が必要です。

*** 取調べ拒否ノート**

取調べ拒否が実践できたか、一日一日を記録につけましょう。

呼出しがあったが、出房を拒否できたら、その様子を書いてください。

また、万が一、取調べに出た場合には、その様子を書いてください。

記入日を書いた後は、そのページには**後から付け足しをしない**でください。もしも、後から思い出したことがあった場合には、思い出した日のページに、その内容を書いてください。

このノートの書き方は、記入例を参考にしてください。

筆記用具は、購入することができますし、借りることもできます。

記入には**ボールペン**を使ってください。

このノートは、弁護人の接見のときに、接見室に持ってきてください。

また、後日、弁護人が指示したときには、弁護人に返却してください。

(記入例)

取 調 べ 拒 否 の 記 録

令和 7 年 6 月 30 日 月曜日	
取調べ呼出しの有無	その時のやり取りの内容
① 9 時 3 0 分	取調べだから出てくるように、と言われた。 行きたくない、と言って拒否した。 その様子をビデオに撮られた。
② 1 3 時 2 0 分	取調べだから出てくるように、あなたには取調べ受 忍義務がある、と言われた。刑事訴訟法の条文を読 まれた。行かないと言って拒否した。
③ 1 5 時 1 0 分	拒否しようとしたら、留置担当者の田中に肩をつか まれ、引っ張られそうになったので、やむなく取調 べに出て行った。
④ 1 7 時 3 0 分	取調べだ、行くか、と言われた。 行かないと言ったら簡単に拒否できた。
万が一取調べに応じざるを得なかった場合、取調べの状況	
供述拒否権（黙秘権）は告知されたか <u>された</u> ・ されなかった 取調べ官の発言内容： お前が盗んだんだろう、証拠はある。いつまでも黙っていると裁判で反省して いないと言われるぞ。弁護士は責任取ってくれない。お前の意思で話せ。話さ ないとお前の意思に反して調書が進んでいくぞ。	

取調べ官による暴行・脅し・利益誘導の有無 ☒ 有 ・ ☐ 無 その具体的内容：暴行はなかったが、30分くらいしつこく話すように迫られ、脅しと感じた。早く話して認めれば罰金になる、話さないと不利になると言われた。 あなたの対応：取調べは拒否します、と答え、それ以上は一切話さなかった。 調書を作成したか： ☐ した ・ ☒ していない 署名指印は拒否できたか： ☐ できた ・ ☐ できなかった （拒否できなかった理由： ） 録音録画されたか ☒ された ・ ☐ されていない
健康状態： ☒ 良 ・ ☐ 不良（具体的な不調の内容： ） 不調を留置担当者に ☐ 訴えた ・ ☐ 訴えなかった 留置担当者の対応：
その他感想：何とか話をさせようとしているのが分かった。取調べに応じても警察のストーリーに誘導されるだけだ。

記入日：令和7年6月30日

署名 甲 野 太 郎

取 調 べ 拒 否 の 記 録

令和 年 月 日 曜日	
取調べ呼出しの有無	その時のやり取りの内容
① 時 分	
② 時 分	
③ 時 分	
④ 時 分	
万が一取調べに応じざるを得なかった場合、取調べの状況	
供述拒否権（黙秘権）は告知されたか された ・ されなかった 取調べ官の発言内容：	

